

諮問番号：諮問第 232 号

答申番号：答申第 232 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県田川児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に対して行った福岡県療育手帳交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 9 条の規定に基づく療育手帳書換え処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 福岡県田川児童相談所に申請した手帳再判定について、B 2 より C に変更になったが、田中ビネーの成績は 80→81 と知能が飛躍的に伸びたわけでもなく、本件児童のコンディションの様子や聞き取り調査の内容は鑑みてもらえないようだった。前回判定より 4 年が経過しても I Q が 1 しか伸びていないことから日常生活はほぼ変化がないことは容易に想像できると思う。知能検査の判定だけでなく事前調査の内容も検討してほしい、交付決定処分は認めることができない為、審査請求をお願いする。支援学級の先生も国語・算数など通常の交流学級では対応が難しいと言われている。
- (2) 処分庁は判定について手引きどおり判定したとしている。判定に対する目安として手引きを判断材料に使用することに異論はない。しかしながら 3 年前の判定は I Q 78 であり、前回と今回では 1 問多く解けただけだったとのこと。当日の本人のコンディションに左右される程度の伸びであり、3 年間で I Q がよく伸びた訳ではない。このような境界線の事例では田中ビネーの前に 1 時間ほど聞き取り調査も行っている、その内容を判断材料として検討すべきではないか。今回もこの場で日常生活は 3 年前とさほど変化がないこと、放課後デイサービスや支援学級の必要性

を教員からの意見を基に述べた。田中ビネーだけで判定するというならば、聞き取り調査は基より不要と感じる。判定基準はあくまでも基準として、前回比較に関しては個々の子どもの特性や伸びを見て判断してほしいという理由から反論とする。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求に係る療育手帳（以下「手帳」という。）の再判定及び本件処分は、交付要綱、福岡県児童相談所療育手帳判定実施要領（平成 30 年 3 月 9 日施行。以下「実施要領」という。）及び福岡県児童相談所療育手帳判定について（申合せ）（平成 30 年 3 月 9 日施行。以下「申合せ」という。）並びに田中ビネー知能検査Ⅴ実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手順に従って行われたものと認められ、その過程において、不合理な点は見当たらない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人の申請に基づき本件児童の再判定（交付後の障がい程度の確認。（以下「本件再判定」という。））を行い、本件児童の障がいの程度をCとしたことに違法又は不当な点はないかということにある。

障がいの程度の判定基準については、交付要綱別紙で定められており、判定の手法等については、実施要領及び申合せで定められている。これらは、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）及び「療育手帳制度の実施について」（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）を踏まえて定められたものであり、その内容について、不合理と目すべきところは見当たらない。

本件再判定に当たっては、福岡県田川児童相談所の心理判定員が本件児童に対して面接判定により「田中ビネー知能検査Ⅴ」を実施したところ、知能指数が 81 であるとしている。この数値は、田中ビネー知能検査Ⅴ実施マニュアルに基づいて実施された検査により得られた結果を基に、田中ビネー知能検査Ⅴ採点マニュアルに沿って適正に算出されたものと認められる。

本件における障がいの程度の判定基準については、交付要綱別紙のとおりとされており、重度「A」とされるためには、18 歳未満の者については、重度障害児支援加算費について（平成 24 年 8 月 20 日障発 0820 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

長通知)の別紙「重度障害児支援加算費実施要綱」の2の(1)又は(2)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもものと認められる必要がある。

本件児童の知能指数は81とされており、重度障害児支援加算費実施要綱の2の(1)で定められた「おおむね35以下」を大きく超えていることから、本件児童の障がいの程度は、重度「A」に該当するものとは認められない。

また、その他「B」は、知能指数が概ね75以下であることが要件とされており、概ね75とは、IQ80以下とし、検査の結果や生育状況、現在の適応状況等を総合的に判断して決定するとされているところ(実施要領)、本件児童の知能指数は81とされていることから、その他「B」に該当するものとも認められない。

したがって、本件児童の障がいの程度は、重度「A」、その他「B」のいずれにも該当しないため、非該当「C」と認められる。

以上のとおり、本件再判定及び本件処分は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに田中ビネー知能検査V実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、これらの定める方法、基準等にそぐわない点や、不合理と目すべきところは見当たらない。

したがって、処分庁が、交付済みの手帳の判定記録欄に本件再判定の結果であるCを記入して返付した本件処分を行ったことは相当であり、このことに違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年11月14日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年12月20日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

本件における障がいの程度の判定基準については、交付要綱別紙で定められており、重度「A」と判定されるためには、18歳未満の場合、重度障害児支援加算費実施要綱の

2の(1)又は(2)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもので認められる必要がある。

また、その他「B」と判定されるためには、交付要綱別紙において知能指数が概ね75以下であることが要件とされており、実施要領では、概ね75とは、IQ80以下とし、検査の結果や生育状況、現在の適応状況等を総合的に判断して決定するとされている。

福岡県田川児童相談所は、本件再判定に当たって、田中ビネー知能検査V実施マニュアルに基づいて実施された「田中ビネー知能検査V」により得られた結果を基に、田中ビネー知能検査V採点マニュアルに沿って適正に知能指数を算出しているところ、本件児童の知能指数は81とされており、重度障害児支援加算費実施要綱の2の(1)の「おおむね35」、同(2)の「おおむね50」、交付要綱別紙の「概ね75」を超えていることから、本件児童の障がいの程度は、重度「A」、その他「B」のいずれにも該当するものとは認められない。

したがって、本件児童の障がいの程度は、非該当「C」と認められ、処分庁が本件再判定の結果を基にして行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、本件児童のIQは81であり、境界線の事例であるため、聞き取り調査の内容も判断材料として検討すべきである旨主張している。しかしながら、実施要領の3では、IQが80以下のときに「検査の結果や生育状況、現在の適応状況等を総合的に判断して決定する」とされていることから、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子